# 米戸別所得補償制度から農業者戸別所得補償制度(2011年度)へ

# -制度の検討と2011年度の課題-

# 服部信司

#### 目 次

- I はじめに:要点と構成
- Ⅱ 2010年度:米戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上事業 一制度の検討、意義、課題一
  - 1. 2010年度予算の概算要求(09年10月)から本予算(09年12月)へ
  - 2. 生産費の意味と内容
  - 3. 2010年度:米戸別所得補償モデル対策と水田利活用自給力向上事業の概要 〈制度のポイント〉
  - 4. 政府における米戸別所得補償モデル対策の狙い
  - 5. 戸別所得補償の意味と意義-すでにもたらしたもの、今後もたらしうるもの-
  - 6. 問題点:補償の基準において、何故、家族労働費の8割なのか
  - 7. 課題:補償の基準を「経営費+家族労働費の10割」とし、定額払いを2万円に
- Ⅲ 2010年度:米戸別所得補償・生産調整への参加状況
  - 1. 参加件数・参加農家数と参加面積
  - 2. 参加率が高い背景
  - 3. 集落営農組織の参加拡大
  - 4. 水田利活用自給力向上事業への参加面積の増大
  - 5. 増大の背景:全国一律単価による産地づくり交付金の限界を打開
  - 6. 過剰作付面積の1万ha減をどう評価するか
  - 7. 戸別所得補償・生産調整への参加をさらに高めるために何が必要か
- IV 在庫増大・価格下落への基本的対応
  - -2010年度・米戸別所得補償の実施をめぐる問題-
  - 1. 米の在庫と価格の状況
  - 2. 価格下落と生産者

- 3. 価格下落と流通在庫・流通業者
- 4. 在庫増・価格下落に対し、来 (2011) 年度の生産数量目標の削減・生産調整面積の 拡大で対応
- 5. 備蓄運用の見直し
- V 戸別所得補償の本格実施=農業者戸別所得補償制度(2011年度予算・概算要求)
  - 1. 水田作物への所得補償
  - 2. 畑作物への所得補償制度
  - 3. その他の直接支払い
  - 4. 評価
  - 5. 問題点:米の補償基準=「経営費+家族労働費の8割」における「家族労働費の8割」が問題
  - 6. 課題:2011年度の米補償の基準を「経営費+家族労働費の10割」に

### I はじめに:要点と構成

(1) 今(2010)年度、標準的な生産費(経営費+家族労働費の8割) 1万3,700円/60kgを補償の基準とし、10a1万5,000円を定額支払いとする米戸別所得補償制度(モデル対策)が実施に移されている。その参加者は154万8,000戸(参加率88%)、参加面積は108万ha(同76%)になった。

米消費の減少傾向が続き消費者の低価格志向が強まるなかで、米価の下落傾向が続いている。そうしたなかで、60kg 1 万3,700円が保障され、10a 1 万5,000円が支払われる米戸別所得補償への参加が増大したのである。

米戸別所得補償制度は、補償(保障)の基準を生産費の一定水準とし、基準と販売価格の差を政府が全額補填するものであるから、これまでの経営安定対策の持っていた不十分性(①価格が下がると補償の基準も下がる。②基準と販売価格の差の8-9割が補填され、差のすべてが補填されるのではない。③補填の資金の4分の1を生産者が拠出するので、その分補填が割り引かれること)を解消する制度になっている。

だが、補償の基準である標準的な生産費=「経営費+家族労働費の8割」では、家族労働費の8割しか補償されない。それは、生産費(あるいは、その一定水準)を基準として、販売価格がそれを下回った場合に、その差を補填するという所得補償制度の基準として不十分である。少なくとも、家族労働費は10

割補填される必要がある。家族労働費は家族メンバーの労賃に相当し、それが 生活費になるからである。

(2) 来(2011)年度は、戸別所得補償の本格実施の年とされ、2011年度予算の概算要求(2010年8月)において、米戸別所得補償制度は、米に畑作物を加えて、農業者戸別所得補償制度となる。その畑作物における補償の基準は全算入生産費(経営費+家族労働費+自作地地代+自己資本利子)とされている。生産を継続するコストを保障するという所得補償の本来のあり方からいって、評価される措置である。

ただし、畑作物は"生産を拡大する必要がある"から補償の基準を高くし、"生産を抑制する必要のある"米の場合には、2010年度と同様に、補償の基準は「経営費+家族労働費の8割」のままである。

(3)「生産の抑制」が必要ならば、それは、需給調整の問題であり、生産数量目標の削減・生産調整面積の拡大で対応すべきことである。「生産の抑制」は、所得補償の基準に関わる家族労働費を8割に引き下げる理由にはならない。

来(2011)年度予算の決定時において、米の所得補償の基準である標準的な生産費を「経営費+家族労働費の10割」とし、それに基づいて定額支払いも10a 2万円とすることが検討される必要がある。

(4) 本論は、以下の構成になっている。

まず、「Ⅲ 2010年度:米戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上 事業」において、今年度から実施に移されている米戸別所得補償制度の意義を 明確に確認したうえで、その問題点と課題を指摘する。

「Ⅲ 2010年度:米戸別所得補償・生産調整への参加状況」では、参加状況を分析し、さらに(面積ベースの)参加率を高めるためには、参加へのインセンティブを高めることが必要とする。

次いで、「IV 在庫増大・価格下落への基本的対応」において、米戸別所得補償モデル対策の実施と並行して進んだ米価下落の背景を明確にし、それへの基本的対応は生産数量目標の削減=生産調整面積の拡大となることを提起する。

「V 戸別所得補償の本格実施=農業者戸別所得補償制度(2011年度予算の概算要求)」では、2011年度概算要求における農業者戸別所得補償制度の内容を

検討し、畑作物の補償の基準として全算入生産費が取られたことに注目しつつ、 米の補償基準が2010年度のままであることから、その修正(「経営費+家族労働費の10割」へ)が2011年度予算の決定時において検討される必要があるとする。

# Ⅱ 2010年度:米戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上 事業―制度の検討、意義、課題―

## 1. 2010年度予算の概算要求(09年10月)から本予算(09年12月)へ

民主党マニフェストでは、戸別所得補償の実施は2011年度からとされていたが、2009年9月中旬に発足した新政権・赤松農相(当時)は、10月初旬「2010年度からの前倒し実施」を表明。その2週間後(10月14日)の2010年度予算の概算要求において米戸別所得補償モデル対策に3,371億円(それまでの米関係の経営所得安定対策費710億円前後の5倍)、水田利活用自給力向上事業に2,171億円を計上した。

同時に、米戸別所得補償モデル対策と水田利活用自給力向上事業の骨格も提示された。①所得補償の基準となる「標準的な生産費」は「経営費+家族労働費の8割」、②標準的な生産費と「標準的な販売価格」(過去数年間の平均)との差を定額払いとして交付、③水田における麦・大豆・新規需要米(米粉等)の生産において主食用米並みの所得を確保しうる直接支払い(新規需要米10a8万円、麦・大豆3.5万円)を交付する、とした。

これに対し、財務省サイド(藤井蔵相、野田副大臣)から、「供給過剰のコメからではなく、他の作物から始めるべき」などを理由として厳しい削減圧力がかかったが、12月24日の本予算案において、米戸別所得補償モデル対策と水田利活用自給力向上事業についての概算要求が満額認められた。農水省予算のうち、公共土木関係が半減されたとはいえ、過去10年間で米を中心とする農業所得が3分の1減少するという事態(表1)のなかで、それに対処する予算措置が決定されたのである。その予算案は衆院本会議での可決を経て正式の予算となり、今年度実施に移されているわけである。

### 表 1 農業産出額と生産農業所得(1997、2007)

(単位:億円)

		産出	額		生産農業所得	米・生産農業
	総計	米	野 菜	畜 産	生生辰未別行	所得"
1997	99, 113 (100) (100)	27, 792 (100) (28)	23, 000 (100) (23)	25, 823 (100) (26)	39, 651 (100) (40. 6)	11, 117 (100)
2007	82, 585 (83) (100)	17, 903 (64) (21. 7)	20, 893 (91) (25. 3)	24, 787 (96) (30. 0)	30, 207 (76) (36. 6)	6, 552 (59)
変化					-9, 444 <sub>(100)</sub>	-5, 435 (58)

- 注:1) 米產出額 x 生產農業所得率 (1997年:40.6%、2007年:36.6%)
  - 2) 米生産量。1997:1002万トン(100)、2007:871万トン(87)。産出額の減少36%は、生産量の減少13%よりも23%ポイント多い。それは、価格の下落による米からの所得の大幅な減少を意味する。
  - 3) 10年間の生産農業所得の減少額9444億円のうち、58%を米が占める。米からの所得の減少が、この間の農業所得減の中心であることを示す。

資料:農林水産省ホームペイジ

#### 2. 生産費の意味と内容

戸別所得補償は基本的に「生産費と販売価格の差を補償する」ものであるから、補償基準としての生産費は重要な意味を持っている。まず、その意味と内容を確認しておこう。

生産費とは、生産を継続するために必要な費用〈コスト〉であり、「経営(物財)費+労働費+自作地地代+自己資本利子」によって構成されている。ここに自作地の地代と自己資本についての利子が入るのは、自分の土地を貸せば地代が得られるから、それを貸さないことによる逸失利益が費用としてカウントされているのである。自己資本利子についても同じである。

これは、経済原則に則った生産費の規定(経済学による規定)であり、万国共通である。

だが、日本(農林水産省「米および麦の生産費」)では、「経営費+労働費」を生産費とし、「経営費+労働費+自作地地代+自己資本利子」を全算入生産費としている。ちなみに、「経営費+労働費」は、全算入生産費のおよそ85%である(表2)。日本では、毎年農林水産省によって、生産費についての調査が行われ、その結果が公表されている。生産費とは、この生産費調査に基づくもの=実際に生産に要した費用である。

表2 米生産費の構成(平成19年産)

(単位:円/60kg)

項目	円/60kg	%
物 財 費	8, 815	53.7
労 働 費	4, 749	28.9
家族労働費	(4, 544)	(27.7)
雇用労働費	(249)	(1.3)
支払地代・利子	585	3.6
小 計	13, 872	84.5
自作地地代分	1, 709	10.4
自己資本利子分	831	5.0
総計	16, 412	100 1)

注:1) 副産物の関係で合計は100とならない。

資料:農林水産省『平成19年産 米および小麦の生産費』2009年3月、42~43頁

# 3. 2010年度:米戸別所得補償モデル対策と水田利活用自給力向上事業の概要 (制度のポイント)

まず、2010年度・戸別所得補償モデル対策のポイントを確認することから始めよう。

#### (1) 標準的な生産費

米戸別所得補償モデル対策における補償の基準となる標準的な生産費は、過去7年間のうち中庸5年の「経営費+家族労働費の8割」=1万3,703円/60kg とされた(表3)。

表3 標準的な生産費・標準的な販売価格・定額支払い(2010年度)

	内 容	期間	額(円/60kg)
標準的な生産費	経営費+家族労働費×0.8	7年のうち中庸5年	1万3,703
標準的な販売価格	相対価格 1)	過去3年間	1万1,978
定額支払い	標準的な生産費ー標準的な 販売価格		1,725円/60kg 1万5,000円/10a

注:1) 農協等の出荷団体・出荷業者と卸との間の相対取引価格。流通経費・消費税額 (合計2,860円/60kg) を除く。

資料:農林水産省

標準的な生産費として全算入生産費が採られたわけではないし、「経営費+ 家族労働費」が採られたのでもない。「経営費+家族労働費の8割」がとられ たのである。

標準的な生産費1万3,703円は全算入生産費(7年中庸5年)1万6,923円の

81%、「経営費+家族労働費」(同) 1万4,227円の96%にあたる。

#### (2) 標準的な販売価格

定額払いの算定要素となる標準的な販売価格は、相対取引価格の過去3年間の平均=1万1,978円とされた(前掲表3)。ここで、相対価格というのは、農協等の出荷団体・出荷業者と卸との間の相対取引契約価格から流通経費・消費税(合計2,860円/60kg)を除いた価格である。販売価格の算定期間について、7年中庸5年ではなく、過去3年間平均が取られたのは、相対取引価格のデータが過去3年間しかないことによる。それ以前において取引の指標であったコメ価格センターの価格は、センターへの上場数量が極端に少なくなったために、販売価格の指標として用いることはできないと判断されたのである。

### (3) 定額支払い額

標準的な生産費と標準的な販売価格との差額:1,725円/60kg=10 a あたり1万5,000円が定額支払い部分とされた(前掲表3、図1)。定額部分は、12月までに、直接農家の口座に振り込まれる。

図1 米戸別所得補償モデル対象 (2010年度)

- 注 1)経営費+家族労働費の8割。 5年中庸3年の平均。
  - 2) 過去3年平均。相対取引価格-流通経費。
  - 3) 10アール1万5000円。

資料:農林水産省『平成23年度 農林水産予算・概算 要求の重点事項』

表 4 定額部分と変動部分(対象面積132万ha)

	額 1) (億円)	単価:円/60kg	単価:円/10 a
定額部分変動部分	1, 980 1, 390	$^{1,725}_{(1,192)}$	1万5,000 (1万) <sup>2)</sup>
合 計	3, 370	(2, 917) 3)	(2万5,000) 3)

- 注:1) 対象面積132万haとして算定
  - 2) 変動部分1,390億円が全額支払われるとした場合の60kg当たり、 10a当たりの単価
  - 3) 総額3,370億円が全額支払われるとした場合の60kg当たり、 10a当たりの単価。

資料:農林水産省

表 5 定額部分と変動部分(対象面積108万ha<sup>1)</sup>の場合)

	額(億円)	単価:円/60kg	単価:円/10a
定額部分変動部分	1,620 1,750	1,725 $(1,800)$ 2)	15, 000 (16, 000) <sup>2)</sup>
合 計	3, 370	(3, 525) 3)	(31, 000) 3)

- 注:1) 2010年度参加面積
  - 2) 変動部分1,750億円が全額支払われた場合の60kg当たり、 10a当たりの単価。
  - 3) 総額3370億円が全額支払われた場合の60kg当たり、10a当たりの単価。

戸別所得補償の対象面積は当初132万ha<sup>1)</sup> とされていたから、それを前提とした場合には定額払いの総額は1,980億円、戸別所得補償の総額3,371億円の59%に当たる(表 4)。

しかし、実際の参加面積は108万haであるから、定額払いの総額は1,620億円 と見込まれる(表5)。当初の予測1,980億円の82%にとどまることになる。

#### (4) 変動部分への備え

販売価格と定額払いの合計額が標準的な生産費に達しない場合、標準的な生産費と「販売価格+定額払い」の差が変動部分として支払われる。その変動部分への備えは、当初の対象面積130万haの場合には、1,390億円(総額3,370億円の41%)となり、それは、60kg当たり1,192円になる(前掲表4)。

標準的な販売価格= $1 \, \pi 1,978$ 円を前提にすれば、今年産の販売価格が $1 \, \pi 780$ 円( $1 \, \pi 1,978$ 円-1,192円)までさらに10%下落しても、下落分を補償し うる備えをしていることを意味した。だが、実際の参加面積は $108 \, \pi 108$  たことにより、変動部分への備えは1,750億円(3,370-1,620億円)となり、 それは、60kg当たり1,800円に当たる(前掲表5)。

標準的な販売価=  $1 \, \pi 1$ , 978円を前提にすれば、今(2010)年産の販売価格が  $1 \, \pi 1$ 7178円( $1 \, \pi 1$ 7178円( $1 \, \pi 1$ 7178円)までさらに $1 \, \pi 1$ 7178円( $1 \, \pi 1$ 7178円)までさらに $1 \, \pi 1$ 7178円( $1 \, \pi 1$ 7178円)までさらに $1 \, \pi 1$ 7178円( $1 \, \pi 1$ 7178円)までさらに $1 \, \pi 1$ 7178円( $1 \, \pi 1$ 7178円)までさらに $1 \, \pi 1$ 7178円( $1 \, \pi 1$ 7178円)までさらに $1 \, \pi 1$ 7179円)までさらに $1 \, \pi 1$ 7179円)まできるに $1 \, \pi 1$ 7179円)までは $1 \, \pi 1$ 7179円)までさらに $1 \, \pi 1$ 7179円)までは $1 \, \pi 1$ 717円)までは $1 \, \pi 1$ 717円)までは $1 \, \pi 1$ 717円)までは、 $1 \, \pi 1$ 717円)は、 $1 \, \pi 1$ 717円)までは、 $1 \, \pi 1$ 717円)までは、 $1 \, \pi 1$ 717円)は、 $1 \, \pi 1$ 717円)までは、 $1 \, \pi$ 

#### (5) 水田利活用食料自給力向上事業

米戸別所得補償モデル対策と共に、水田利活用の拡充・食料自給率の向上を目標とする水田利活用自給力向上事業が設定され、2,171億円の予算が付けられた。水田利活用自給力向上事業は、産地作り交付金(08年度1,320億円)を廃止し、それに代わるものとして設定されたわけである。

そこにおいて、概算要求において提示された通り、麦・大豆3.5万円/10 a、新規需要米(米粉、飼料用米、バイオ燃料用・WCS用稲)8万円、加工用米2万円などが全国一律価格として設定された(表6)。これまでの米粉・飼料用米への支援は5.5万円であったが、それらに主食用米なみの所得を保障するための措置がとられたのである。

なお、水田利活用への参加=その交付金の受給は、すべての生産者が可能で あり、生産調整への参加は条件とはされていない。

作 物 円/10 a

麦、大豆、飼料作物
新規需要米 (米粉用、飼料用、バイオ燃料用、WCS用稲) 80,000
そば、菜種、加工用 20,000
その他作物 (都道府県単位で単価設定可能) 10.000
二毛作助成 (主食用米と戦略作物、または、戦略作物同士) 15,000

表 6 水田利活用自給力向上事業:交付金単価

資料:農林水産省

#### (6) 激変緩和措置

こうした水田利活用における全国一律単価の設定は概算要求時(09年10月12日)に提起されたわけであるが、これについて、麦・大豆への一律単価3.5万円とこれまでの産地作り交付金のもとでの地域設定単価(麦・大豆:4.5-5万円)との間に乖離が発生する問題があることが提起された。産地づくり交付金のもとで地域に定着した転作麦・大豆を維持するための柔軟措置が求められた。

これについて激変緩和措置(310億円:表7)が設定された。これによって、 麦・大豆等へのこれまでの交付金水準が基本的に維持されることになったとみ られる。

表 7 転作助成 激変緩和調整枠

県	額 (億円)	順位	%
北青岩宮秋山福茨新長岐愛富石滋京兵山福熊海森手城田形島城潟野阜知山川賀都庫口岡本道	133. 5 10. 41 8. 29 10. 35 8. 72 5. 3 3. 63 5. 24 8. 6 3. 83 5 7. 28 7. 01 3. 74 4. 99 3. 24 3. 65 3. 26 3. 01 4. 18	1 2 6 3 4 9 15 10 5 14 11 7 8 15 12 18 16 1 19 13	51. 9 4. 0 3. 2 4. 0 3. 4 2. 0 1. 4 22. 0 3. 3 1. 5 1. 9 2. 8 2. 7 1. 4 1. 9 1. 2 1. 4 1. 3 1. 2 1. 6
総計	260		100.0

資料:日本農業新聞 2010年1月12日。

## 4. 政府における米戸別所得補償モデル対策の狙い

このような内容で米戸別所得補償制度モデル対策と水田利活用自給力向上事業は今年度実施に移されているわけであるが、政府(農林水産省)の狙いは、次の3点にあるとされる。すなわち、

## (1) 食料自給率の向上

「食料自給率の向上を図るためには、需給調整を実施する水田を有効利用することが不可欠。そのためには、水田における麦・大豆等の作付拡大を目指した『水田利活用自給力向上事業』を実施するのと併せて、米戸別所得補償モデル事業により水田農業の担い手の経営を支えながら、主食用米以外の作物の増産を促進していく」「水田をターゲットにした麦、大豆、米粉・飼料用米の作付け拡大を図ることが自給率向上のカギ」<sup>2)</sup>とする。

#### (2) 農業経営の安定

「米については、近年、販売価格が生産コストを恒常的に下回る状況となっているにもかかわらず、これまでコスト割れを補う支援策がなかった」。「米に対し一定額の助成を行うことにより、稲作農家の経営継続を支援し、将来の経営発展の機会を確保する」<sup>3)</sup>とする。

## (3) 生産調整の見直し

「(生産調整を)達成できない地域や農業者に様々な形でペナルティ的な扱いをするというこれまでの手法を大転換。今後は、米の需給調整を米のモデル事業で支援。自給率向上事業では、米の生産数量目標の達成に関わらず、水田における麦、大豆等の生産を支援することで、生産調整非参加農家が段階的に需給調整に取り組むことを可能とする」<sup>4)</sup>とする。

こうした狙いは、基本的に適切なものと考えられる。

そのうえで、以上の政策の意味と意義(すでにもたらしたもの、今後もたら しうるもの)について検討していくことにする。

# 5. 戸別所得補償の意味と意義—すでにもたらしたもの、今後もたらしうる もの—

#### (1) 所得減に歯止めをかけうる

標準的な生産費1万3,700円は生産者に対する保障価格である。この価格と販売価格との差額が補填(補償)されるわけである。過去3年間(2006-08年度)の平均販売価格(標準的な販売価格)が1万2,000円であるから、その1,700円上の1万3,700円が保障される。平均的には、それ以下には生産者の手取り価格が下がらないことを意味する。過去3年間平均で1万2,000円まで下がった生産者の手取り価格は、少なくともその14%上の1万3,700円まで上昇するわけである。戸別所得補償は、これまでの米所得を中心とする農業所得の減少傾向に歯止めをかけうる。

これまでの米経営所得安定対策には、①補填の基準となる基準価格が下落する。②補填が基準価格と当年産価格の差の9割にとどまる。③生産者の拠出金の分がマイナスになるなど経営所得安定対策として不十分な問題があり、農業所得の減少に対し歯止めがかけられなかった。戸別所得補償制度は、こうした

問題を解消する政策になっているといっていい。

#### (2) 生産調整は文字通りの選択制に

1996年の食管法の廃止・新食糧法への移行により、"作る自由、売る自由" となり、生産調整は、基本的には選択制となった。しかし、生産調整の未達市 町村に対するペナルティなどが続き、選択制は潜在化していたといえる。

今年度、そのペナルティは廃止された。そして、戸別所得補償制度の実施により、生産調整に参加すれば、標準的な生産費1万3,700円が保証される。他方、非参加者は自由にコメを作れるが標準的な生産費は保証されない(価格が下がった場合、市場価格しか得られない)。

このように、生産調整への参加メリット、非参加のデメリットが明確になり、 本来の生産調整=選択制・生産調整への移行が可能になったといえる。

### (3) 下からの規模拡大への条件形成

戸別所得補償制度は、「全国(全階層)平均の標準的な生産費と全国(全銘柄) 平均の標準的な販売価格の差」を補償する。

標準的な生産費には規模による格差がある(表 8)。標準的な生産費(経営費+家族労働費の8割)の平均は $60 \log 1$  万3,703円であるが、 $0.5 \ln \pi$ 満層の場合は20,278円で平均よりも6,575円(46%)も高い。標準的な生産費の「平均」= 1 万3,703円は、 $0.5 \ln \pi$ 満層の標準的な生産費(20,278円)をカバーしえないのである。対して、「 $5-10 \ln \pi$ 」層の場合の標準的な生産費は9,831円で、平均よりも3,872円(28%)低く、その低い部分がメリット(剰余)となる。

この剰余が新しい投資=規模拡大あるいは経営の多角化のための投資の基礎になる。あるいは、こうした制度が一定期間続くことになれば、意欲的な生産

表8 米:規模別・標準的な生産費 (平成17年産)

(単位:円/60kg)

規模	標準的な生産費	指数
平 均	13, 703	100
0.5ha未満	20, 278	146
5~ 10 ha	9, 831	72

注:1) 経営費+家族労働費の8割

資料:農林水産省、『米及び小麦の生産費 平成17年産』ほか。

者は、この利益を得ようと規模拡大を考える。すなわち、標準的な生産費を基準とする所得補償制度は、規模拡大投資へのインセンティブ(刺激)となりうると考えられる。

#### (4) 水田利活用・自給率向上へ向けての基本方向の設定

水田利活用自給力向上事業において、麦・大豆3.5万円/10a、新規需要米(コメ粉、飼料用米、バイオ燃料用・WCS用稲)8万円が全国一律価格として設定された。これまでの米粉・飼料用米への支援は5.5万円であったから、その生産拡大に向けて思い切った単価が設定されたといっていい。主食用米なみの所得(10a4万1000円:表9)を保障する措置がとられたのである。

人口増が望めない状況下で米一人当たり消費量の漸減傾向が続くとすれば、 残念ながら、今後も米消費の減少→主食用米需要の減少が続くことは前提にせ ざるを得ない。

そうしたなかで、水田を有効利用しそれによって自給率を向上させようとするならば、新規需要米や麦・大豆などの生産を水田において本格的に進める以外にない。また、そのためには、食用米生産からの所得と比べた場合、麦・大豆や新規需要米などの生産からの所得が遜色のないものであるようにしなければならない。米粉・飼料用米等の新規需要米への8万円の交付単価設定は、その基本方向を設定したものといえる。

#### (5) 水田利活用自給力向上事業:全国一律単価の意味

水田利活用自給力向上事業における食用米以外の作物への交付金は、全国一 律単価となった。この一律単価については、これまで産地づくり交付金のもと で地域ごとに設定していた麦・大豆の地域単価との乖離の発生が問題とされ、 それに対する激変緩和措置が取り上げられてきたわけであるが、一律単価設定

表 9 転作作物と主食用米の収益

(単位:1,000円/10 a)

	販売収入	経営所得安定 対策	水田利活用・ 戸別所得補償	収入合計	経営費	所	得
小 麦 大 豆 米粉用米 主食用米	12 21 25 106	40 27 /	35 35 80 15	87 83 105 121	45 42 62 80		41 41 43 41

資料:農林水産省

のもつ意味が顧みられる必要がある。

というのは、昨年産・一昨年産において、飼料用米の作付けを拡大しようとした地域においては、産地づくり交付金の支給額は一定であるから、飼料用米を拡大しようとすれば、飼料用米についての交付金支給単価を縮小せざるをえない(その拡大を図っていくことができない)という問題が生まれていた。過去の実績に基づいて地域に配分されている産地づくり交付金では、将来にわたって新規需要米を増産していくという本格的な増産=自給率向上の課題には応ええない。

水田利活用・自給力向上事業における全国一律単価の設定は、こうした産地作り交付金に伴う問題を打開し、初めて水田の有効利用に基づく自給率向上の展望を明確に提起したものと考えられる。その上に、激変緩和措置が位置づけられる必要があろう。

#### 6. 問題点:補償の基準において、何故、家族労働費の8割なのか

これについて、農林水産省の説明資料(Q&A、2010年12月24日)では、「主食用米が生産過剰な状態にあるなかで、①主食用から自給率の低い主食用以外の品目に生産を誘導する必要がある。②仮に家族労働費の全額を算入するとした場合には、生産性向上等の経営努力が進まなくなったり、貯蓄に回ったりするなどのモラルハザードが起きるおそれがある」とされている<sup>5)</sup>。

だが、これは「家族労働費の8割」とする根拠にはならないと考えられる。 "「主食用米が過剰」だからその生産を抑制する必要がある"とするならば、 それは、生産調整を強化する(生産数量目標を引き下げる)という問題だから である。

また、家族労働費は、現に米生産のために働いた労働時間(2009年、10ab たり平均26.85時間<sup>6)</sup>)に対する対価=実際の労働に対する労賃部分だからである。そして、この家族労働費部分が、生活費になるのであるから、100%補償されて然るべきものである<sup>7)</sup>。

なお、農水省の同じ説明資料では、「畜産の現行の所得安定対策(肥育牛経営安定対策:通称マルキン)において、家族労働費の8割補填としているから、同じ基準が用いられるべき」という説明も行われているが、畜産は、すでに主

業農家中心の生産構造になっており、そこには、規模拡大=構造改革の課題は 存在しない。構造改革の課題を抱える米とそれがない畜産を同次元で論ずべき ではないであろう。

# 7. 課題:補償の基準を「経営費+家族労働費の10割」とし、定額払いを2万 円に

2011年度の米戸別所得補償について、標準的な生産費を「経営費+家族労働費の10割」 = 1万4,227円/60kgとし、標準的な販売価格 1万1,978円との差2,249円/60kg→10a当たり2万円を定額払いとすることが検討される必要がある。

# Ⅲ 2010年度:米戸別所得補償・生産調整への参加状況

# 1. 参加件数・参加農家数と参加面積

農林水産省によれば、2010年8月末時点の米戸別所得補償・生産調整への参加は、件数で133万1,202件(個人131万8,078、法人5,850、集落営農7,274件)であった(表10)。対象農家(水稲共済加入農家:「米+小麦」10a以上)175万5,763を前提とした場合の参加率は75.8%であり(表11)、昨(2009)年の生産調整参加率67.3%を上回る。

表10 2010年度参加状況:参加件数(2010年8月31日)

	件 数	%
総件数	1, 331, 202	100
個 人	1, 318, 078	99
法 人	5, 850	0. 4
集落営農 <sup>1)</sup>	7, 274	0. 6

注:1) 加入1組織=1件

資料:農林水産省『戸別所得補償モデル対策 の加入申請状況(8月末)について』

表11 2010年度参加率 (2010年8月31日)

	数	%
水稲共済加入農家数	1, 755, 763	100
参加件数 <sup>1)</sup>	1, 331, 202	75. 8
参加農家数 <sup>2)</sup>	1, 548, 284	88. 2

注:1)参加集落営農:1集落営農=1件

2) 参加集落営農の農家数。

資料:表10と同じ。

ただし、ここでは、集落営農組織が戸別所得補償に組織として参加している場合<sup>8)</sup>には、集落営農組織は1件として数えられている。

これまでの生産調整については、集落営農に参加している農家も農家単位の参加であったから、その集計も農家単位で行われてきた。そこで、今回の場合を農家単位に直せば、参加農家は154万8,284戸となる(前掲表11)。その場合の参加率は88.2%に達する。昨年の参加率67%を21%ポイント上回ることになる。

2010年7月末における参加面積は107万8,560ha、生産目標数量 (813万トン)の換算面積142万7,265haの75.6%に当たる (表12、表13)。昨 (2009) 年度の場合は面積ベースの参加率は70%であったといわれるから、面積ベースにおいても参加率は約6%ポイント上昇しているのである。

表12 2010年度参加状況:参加農家数(2010年8月31日)

	農家数	%
総農家数	1, 548, 284	100
個 人	1, 318, 078	85. 1
法 人	5, 850	0. 4
集落営農 <sup>1)</sup>	224, 356	14. 5

注:1) 参加農家数 資料:表10と同じ

表13 2010年度:申請加入面積(2010年8月31日)

	ha	%
加 入 面 積 生産数量目標(813万トン) の換算面積	1, 078, 560 1, 427, 265	75. 6 100

注:2009年度の面積ベースは約70%。

資料:表10と同じ。

#### 2. 参加率が高い背景

このように、これまでの生産調整への参加に比べ、今年度の参加率は高いといえる。

この10年間、価格の下落が続き、さらに今年も価格が下がっているなかで、 多くの生産者が標準生産費(60kg 1 万3,700円)の水準での所得保障(補償)、 10a 1 万5,000円の定額支払いが経営に役に立つと判断した結果と考えられる。

また、その基礎には、農林水産省(各地農政事務所)の周知活動やJAの協力により、生産者による制度についての認識が広がったことがあったものと思われる。

通常、制度が変わった年には、生産者にとって新しい制度が分かりにくいなどの問題があり、参加にブレイキがかかるのが普通である。日本農業新聞によれば、今回の場合も、(2010年) 3月時点では、4割近い人たちが「よくわからない」としていた。

だが、今(2010)年7月中旬に行われた農林水産省の「戸別所得補償に関する意識・意向調査」によれば、戸別所得補償制度を「よく知っている」または「ある程度知っている」人の合計は85%に達し、「知らない」または「あまり知らない」人の合計は13%にとどまっていた<sup>9)</sup>。4月から3ヶ月間で制度についての生産者における認識が向上したといえよう。

#### 3. 集落営農組織の参加拡大

参加集落営農数7,274は、昨(2009)年度の水田・畑作経営安定対策への参加集落営農数5,676を1,598(28%)上回っている(表14)。これは、戸別所得補償の交付対象面積が、個々の農家として参加している場合には「主食用の作付面積から、自家消費相当分として10aを控除した面積」であるのに対し、集落営農組織として参加すれば、集落営農組織として10a控除すればいい(集落営農に参加している個々の農家としては、それ以上の控除は必要ない)という集落営農組織のメリットによっている。このメリットによって、集落営農の組織化も進んだのであるから、この措置は評価されていい。

表14 参加・集落営農数の変化

2010年度	2009年度	差	%
7, 274	5, 676	+1, 598	+28

資料:表10と同じ

#### 4. 水田利活用自給力向上事業への参加面積の増大

水田利活用自給力向上事業への参加状況も見ておけば、新規需要米の加入面積=作付面積が大幅に伸びている。飼料用米は1万3,379haで、昨(2009)年の新規需要米取り組み計画における3,516haを9,863ha(280%)上回っており、米粉用米4,804haも昨(2009)年2,258haを2,546ha(113%)上回っている(表15)。WCS用稲(5,724ha→8,450ha:2,726ha、48%増)も同じである。新規需要米(米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米、WCS用稲)については、食用米と同じ水準の所得を保障する10a8万円という交付金単価がその拡大を促す要因になったといえよう。

同様の参加面積の拡大が、加工用米 (09年度 2 万5,642ha $\rightarrow$ 10年度 3 万8,235ha、1 万2,593ha:49%増)や、麦 (08年度産地づくり交付金助成面積10万5,760ha $\rightarrow$ 10年度水田利活用参加面積15万6,757ha、5 万977ha:48%増)についてもみられる $^{10}$ 。

全体を通して見れば、水田利活用自給力向上事業に入っているすべての作物 が大幅に加入=作付面積を伸ばしているのである。

表15 水田利活用自給力向上事業 • 加入面積 (2010年7月31日)

		産地づくり交 付金助成面積 (08年度) (B)	新規需要米取 り組み計画書 (09年度) (C)		同左・変化率 (%)
表 支 豆 飼料作物 米粉用米 飼料イオS用 WCS ボ エ用た に で の他	156, 757 113, 698 73, 068 4, 804 13, 379 397 8, 450 29, 718 38, 235 795 147, 733	105, 760 105, 513 67, 237	2, 258 3, 516 295 5, 724 25, 642	50, 977 8, 185 5, 831 2, 546 9, 863 102 2, 726 941 12, 593	48 7. 2 8. 8 113 280 35 48 3. 3 49
合 計	587, 034				

資料:農林水産省『戸別所得補償モデル対策の加入申請状況(7月末)について』。

#### 5. 増大の背景:全国一律単価による産地づくり交付金の限界を打開

それは、基本的には水田に作付する食用米以外の作物について食用米とほぼ同じ所得を保障するとした水田利活用自給力向上事業の交付金単価(前掲表6)によるが、さらにその交付金を全国一律単価としたこと(地域における産地づくり交付金の制約を取り払ったこと)にもよっている。

というのは、昨(2009)年産・一昨(2008)年産において、飼料用米の作付けを拡大しようとした地域においては、産地作り交付金の支給額は一定であるから、飼料用米を拡大しようとすれば、飼料用米についての交付金支給単価を縮小せざるをえない(その拡大を図っていくことができない)という問題が生まれていたのである。過去の実績に基づいて地域に配分されている産地作り交付金では、新規需要米などを増産していくという本格的な増産=自給率向上の課題には応えることができない。

水田利活用・自給力向上事業における全国一律単価の設定は、こうした産地作り交付金に伴う制約・限界を打開し、申請に対する無制限の支援を可能としたのであり、それによって、上述のような加入面積(食用米以外の作物)の大幅な拡大がもたらされたのである。

# 6. 過剰作付面積の1万ha減をどう評価するか

ところで、米戸別所得補償・生産調整計画への参加面積が108万haに達し、 水田における新規需要米等の非食用米の作付面積が増える中で、8月下旬、「10 年度の過剰作付けは、09年度より1万ha減って、3.8万haになる」という見通 しが農林水産省から示された。

これについては、現在の在庫水準(政府在庫を含めた総在庫=316万トン、10年6月時点)を高いとみる立場も加わり、"1万haしか減っていない"とする見方がある。

この間の過剰作付けの中心は、関東(千葉、茨城、福島等)における自由作付者—生産調整に参加せず、米を目一杯作ってきた人たち—であった。彼らは、生産調整に入らないことが利益になったからそうしてきたのである。その態度を一挙に変える(変えさせる)ことは容易ではないであろう。そうしたなかでの過剰作付け1万ha減であるから、その減をそれなりに評価していい、と思わ

れる。

#### 7. 戸別所得補償・生産調整への参加をさらに高めるために何が必要か

2010年7月、農林水産省は、2010年度(2010年7月—2011年6月)における主食用米の需要見通しを805万トンとした。昨(2009)年11月における10年度の見通し313万トンから8万トン下方修正したのである。その結果、2010年度の期末(2011年6月)在庫は324万トンになり、2010年6月316万トンよりも8万トンの増になるとされた<sup>11)</sup>。

同時に、価格の下落が続いている。米価(相対価格:流通経費・消費税込) は09年9月1万5,169円(100)から10年9月1万3,040円(86)へと1年間で 14%低下している<sup>12)</sup>。

こうした状況は、来(2011)年度において、米生産数量目標の削減=生産調整面積の拡大が必要であるとともに、米戸別所得補償・生産調整への参加者・参加率をさらに引き上げていくことが必要であることを示している。

その引き上げに何が必要かといえば、参加へのインセンティブを高めることである。具体的には、今年度の保障水準である標準的な生産費=「経営費+家族労働費の8割」を「経営費+家族労働費の10割」とし、それに基づいて、定額払いを今年度10a1万5,000円から2万円に引き上げることである。その財源は変動額への備えにある。

2011年度予算の概算要求(2010年8月)で見る限りでは、残念ながら、来(2011)年度の「標準的な生産費」の水準は今(2010)年度と同じであり、定額払いは10a1万5,000円のままである。

本予算の決定段階(2010年12月)において、標準的な生産費を「経営費+家族労働費の10割」、定額支払いを「10a2万円」とする方向への見直しが行なわれることが強く望まれる。

また、来(2011)年度の生産数量目標の設定段階(2010年11月)において、需要の減少と過剰在庫の増大に見合ったかたちで、2011年度の生産目標数量の削減・生産調整面積の拡大が提起される必要がある。

### 在庫増大・価格下落への基本的対応-2010年度・米戸別所得 W 補償の実施をめぐる問題―

2010年4月以降、"米の在庫が増えている。あるいは価格が低下しているから、 政府は米を買い上げるべき"という議論が行われてきた。在庫増・価格下落に、 何を持って対応すべきか。

この問題を検討する前に、まず、在庫と価格の状況を確認しておこう。

#### 1. 米の在庫と価格の状況

### (1) 在 庫

米の在庫には民間在庫と政府在庫の2種類がある。民間在庫は、①小売、卸 業者による販売段階の在庫、②農協、全農、その他民間出荷業者による出荷段 階の在庫、③生産者段階の在庫からなっている。政府在庫を含めれば、合計4 種類の在庫があるわけである。

表16で昨(2009)年6月と今(2010)年6月の在庫を比較すると、生産段階 の在庫は横ばいであり(09年6月50万トン→10年6月51万トン)、販売(卸・

年度1)	期末	ミ2) 在	庫量3)			生産量4)	主食用需要量	
	政府保有	販売段階	出荷段階	生産段階	合 計	<b>土</b> 座里		
1999/00 2002/03 2005/06 2006/07 2007/08 2008/09 2009/10 2010/11	276 163 77 77 99 86 98 98	22 41 31 32 31 35 28	125 100 94 100 82 127 139	65 61 57 51 48 50 51	487 365 259 261 260 298 316 332 <sup>5)</sup>	917 (100) 889 (97) 893 (97) 840 (92) 854 (93) 866 (94) 831 (91) 831 (91)	886 (99) 895 (100) 852 (95) 838 (94) 855 (96) 824 (92) 810 (91) 805 (90)	

表16 米:在庫 生産量 主食用需要量

- 注:1) 7月→翌年6月。
  - 2) 期末(年度末):翌年6月

  - 3) 販売段階:小売、卸。出荷段階:農協・全農、その他。生産段階:生産者。 4) 1999/00, 2002/03:加工用米(15-17万トン)を含む。2005/06-:水稲収穫量から 加工用取り組み米を控除したもの。2008/09以降:主食用米。
    - 2010年生産量:831万トンは10年9月15日時点における2010年産米の作柄概況に基づ く(9月30日農水省発表)。
  - 5) 2011年6月在庫量332万トン= (2010年6月在庫316万トン+2010年生産量831万トン) - (2011年需要量805万トン)
  - 資料:農林水産省『最近の米をめぐる関係資料』2010年7月。農林水産省「米穀の需給及 び価格の安定に関する基本指針」2010年7月。『ポケット農林水産統計 平成21年版』 2009.

小売り)段階の在庫は減っている(同35万トン→28万トン)が、出荷(農協)段階の在庫は増えており(同127万トン→139万トン)、政府在庫はやや増えている(86万トン→98万トン)。以上の結果、政府在庫を含めた総在庫は少し増えている(同298万トン→316万トン:8万トン増)。米在庫量は、昨年から今年へと漸増しているのである。

なお、第II章でふれたように、農水省の見通し(2010年7月)によれば、今(2010/11)年度:2010年7月—2011年6月の主食用米需要量は805万トン、昨(2009/10)年度810万トンから5万トン減少することが見込まれている。また、2010年9月15日の作柄概況に基づく2010年産についての農林水産省・生産予測数量は831万トンである<sup>13</sup>。ここから、2011年6月の在庫総量は2010年6月よりも16万トン多い332万トンと予測されている(前掲表16)。

332万トンは2002年度末365万トンの91%であるが、2005年度末259万トンよりも28%多い。米在庫量の増加傾向はさらに続くと予測されているのである。

#### (2) 価格

こうしたなかで、価格(出荷団体等と卸との間の相対価格:流通経費・消費税込)は09年9月の60kg 1万5,169円(100)から10年9月1万3,040円(86)へと1年間で14%低下している(表17)。各年度の平均価格をとれば、2010年6月までの09年産価格(1万4,577円)は06年産(1万5,203円)よりも5%低い(表18)。

表17 米 2009年産:相対取引価格1)

	円/60kg	指 数
2009年 9 月	15, 169	100
12月	14, 754	97. 3
2010年 3 月	14, 508	95. 6
6 月	14, 120	93. 1
9 月	13, 040	86. 0

資料:農林水産省『最近の米をめぐる関係資料』2010年7月ほか。 注1)流通経費・消費税込み。

表18 米価:相対取引価格 1)

	円/60kg	指数
2006年産 <sup>2)</sup>	15, 203	100
2007年産	14, 164	93. 2
2008年産	15, 146	99. 6
2009年産 <sup>3)</sup>	14, 577	95. 4

注:1) 流通経費・消費税を含む

2) 当年9月→翌年8月

3) 2010年6月まで 資料:農林水産省『同上書』

このように価格の低下が進んでいるのは、一人当たりコメ消費量の減少が続いている中で、消費者の安いコメへの志向が強まっているからである。

総務省の家計調査によると、一世帯当たりの米購入量は2007年86.45kgから、小麦価格が高騰した08年には87.05kgへと微増に転じたが、09年には再度85.2kgへと減少している(表19)。

こうした点は、一世帯当たりの米支出額を見れば、より明瞭となる。それは、2005年3万1,676円 (100)  $\rightarrow$ 07年3万680円 (96.8)  $\rightarrow$ 08年3万1,229円 (98.6)  $\rightarrow$ 09年3万496円 (96.3) と推移しており (表20)、08年を別として、米支出額の漸減傾向が続いている。08年を例外として、一人当たりの米消費量の低下傾向が続いているのである。

表19 一世帯当たりの米購入量

	kg/年	指数
2007年	86. 45	100
2008	87. 05	100. 7
2009	85. 2	98. 6

資料:農林水産省『同上書』4頁。原拠:総務省『家計調査』。

表20 一世帯あたりの支出額

	米		パ	ン	麺	類
	円	指数	円	指数	円	指数
2005年 2007 2009	31, 676 30, 680 30, 496	100 96. 8 96. 3	25, 974 27, 097 28, 966	100 104. 3 111. 5	15, 197 16, 415 18, 423	100 108 121

資料:農林水産省『同上書』6頁。原拠:総務省『家計調査』

さて、今(2010)年度農業白書における消費者の食品購買にあたっての志向の変化(08年5月 $\rightarrow$ 10年1月)を示すデータによれば、経済志向(安い価格のものを志向する)は08年5月28%から10年1月には43%へと激増し、国産志向は同じ期間中に18%から12%へと低下している。

民間企業で働く人たち(パートを含む)の昨(09)年の平均給与は406万円で前年よりも23.7万円(5.8%)減少した $^{14}$ 。下落率は1949年に統計を取り始めてから最大という。こうしたなかで、年収200万円以下の人たちが給与所得人口の23%、年収300万円以下が同4割に達し、そのなかで、経済志向が急増しているのである。

一人当たり米消費量の低下と消費者の価格志向は、当分続くと考えなければ ならない。

こうしたなかで、在庫増に対処しようとするならば、米消費量の減少・在庫量の増大に対応して来(2011)年度の生産数量目標を削減し、生産調整面積を拡大していくこと、米戸別所得補償の補償(保障)水準を「経営費+家族労働費の8割」から「経営費+家族労働費の10割」に引き上げ、戸別所得補償・生産調整への参加インセンティブを高めることが基本となる。

# 2. 価格下落と生産者

## (1) 価格下落と戸別所得補償に参加している生産者

価格の下落について、戸別所得補償に参加している生産者には「標準的な生産費」(60kg 1 万3,700円)と販売価格の差が補償されるから、平均的には戸別所得補償に参加している大部分の生産者には基本的に問題は発生しない。

財政的にも、価格下落に備えて1,390億円(参加面積が108万haであったことにより実際には1,750億円)が備えられている(前掲表4、表5)。

ここでは、"標準的な生産費を基準に販売価格との差を補償する"という米戸別所得補償制度が大きな意味をもつといっていい。

#### (2) 価格下落と戸別所得補償に参加していない生産者

生産者サイドにおいて価格下落から問題が発生するのは、戸別所得補償に参加していない一部の生産者についてである。

だが、それは、生産調整に参加せず食用米を自由に作るという選択をした結

果であるから、生産調整・非参加者は価格低下を甘受する以外にない。

もし、ここで、2007年秋と同じように、政府が買い上げを行って米価を引き上げるならば、再び公平性の問題(生産調整・非参加者も引き上げられた高い米価を得られ、彼らには何らデメリットが発生しない問題)が再浮上し、戸別所得補償を前提に選択制・生産調整に移行した意味が喪失する(戸別所得補償自体が溶解する)ことになる。

生産調整・非参加者は、今年、低下した米価しか受け取れないという状況を 経験することによって初めて、来(2011)年度における戸別所得補償・生産調整への参加を真剣に考えることになると思われる。

#### 3. 価格下落と流通在庫・流通業者

2010年4月以降、在庫増大(価格下落)に対して政府買い上げを強く求めてきたのは、出荷段階の団体(農協、全農等)であった。冒頭にみたように、民間においては在庫増大が出荷段階に集中しているからである (09年6月127万トン→10年6月139万トン: 12万トン、9%増)。

だが、他方、販売段階(小売、卸)では、在庫は減少している。また、出荷 段階における在庫増はすべての出荷団体において一様に発生しているのではな い<sup>15)</sup>。

このことは、出荷段階における在庫の増大は、出荷団体の"価格を下げては 売らない"という販売戦略の結果であることを示している。民間団体の販売戦 略の結果である在庫増について、政府がそれを買い上げ、その負担の軽減を図 るということにはならないであろう。

# 4. 在庫増・価格下落に対し、来(2011)年度の生産数量目標の削減・生産 調整面積の拡大で対応

こうした在庫増・価格下落は、基本的には米一人当たり消費量の減少→需要量(消費量)の減少によってもたらされているのであるから、それへの対処は、消費量の減少と在庫増に応じた生産量の削減、すなわち、来(2011)年度の(主食用)生産数量目標の削減・それに対応した生産調整面積の拡大によって対応することを基本とすべきである。

来(2011)年度の生産数量目標が発表されれば、米価を左右する米需給関係は、単に今年度の需給だけではなく、来年度の需給をも含めたものとなる。そこにおいて、米生産数量目標が、需要量の減・在庫の増に対応して削減されれば、米価もそれに見合った水準に変化していくものと考えられるのである。

また、今(2010)年度から生産調整は文字通りの選択制になっている。もはや市町村等へのペナルティによる強制は存在しない。このもとでは、参加へ向けてのインセンティブは極めて大きな意味を持つ。この点からいっても、来年度の本予算決定時(2010年12月)において、米所得補償の水準が、「経営費+家族労働費の8割」から「経営費+家族労働費の10割」に見直す検討が行なわれることが強く望まれる。

#### 5. 備蓄運用の見直し

農林水産省は、2011年度予算の概算要求(2010年8月31日)において、「米穀の備蓄運用の見直し」を提起した。これまでの回転備蓄方式(備蓄用に買い入れた米は一定期間後に"主食用"に販売:表21)から、5年間の棚上げ方式(買い入れた米は5年後"飼料用などの主食以外の用途"に販売)に移行するとし、同時に「市場関係者に予測可能な透明性の高い手法に見直す」(これまで米の備蓄運用が需給調整や価格維持のために行われてきたことを見直し、備蓄を需給調整・価格維持から切り離す)としている(表22)。

方 式	内 容	備考
回転方式	買い入れた米は、一定期間後、主食用に販売	2010年度までの方式
	買い入れた米は、一定期間後、飼料用などの主食用 以外の用途に販売	2011年度からの実施

表21 備蓄方式

#### 表22 備蓄方式の見直し(20011年度予算の概算要求)(2010年8月)

- ・2011年度から、5年間の棚上げ方式に移行。
- ・備蓄の放出を要する不足時以外は、備蓄(5年)後の仕向けは、飼料用などの非主食用。
- ・備蓄水準は100万トン。
- ・市場関係者に予測可能な透明性の高い手法に見直す (需給調整・価格維持機能から切り 離す)。
- · 予算額:523億円。

資料:農林水産省『平成23年度農林水産予算概算要求』

こうした備蓄運用の見直し一特に、需給調整・価格支持機能からの切り離し一は、2011年度からの米戸別所得補償制度の本格実施と関係している。生産者への所得の保障(補償)は戸別所得補償制度によって行なわれるから、それ以外の価格支持などの所得安定化措置は基本的に不要になるからである(仮にそれを行えば二重の所得安定化政策になる)。

その意味からいって、2011年度予算の概算要求における「備蓄運用の見直し」 は、評価されていい。

ただし、"これまでの備蓄運用が需給調整や価格支持のために行なわれてきたことを見直し、備蓄運用を需給調整・価格支持から切り離すこと"が、何故、回転方式(一定期間後に主食用米として販売)をやめ、棚上げ方式(一定期間後に飼料用米等の非食用米として販売)に変えることになるのか。その説明は、説得的ではない。というのは、これまでの備蓄運用の在り方(需給調整・価格支持の手段として備蓄を用いる)を改めるということが、何故方式の変更に結び付くのか、その説明がないからである。

本来ならば、"回転方式のまま、その運用の在り方を見直す"ということでよかったはずである。それが、備蓄方式の変更を伴ったのは、民主党のマニフェスト(政策INDEX)において、「食料安全保障上の観点から、米の備蓄方式を"棚上げ方式"に転換する」<sup>16)</sup>とされていたからではないのかと思われる。

だが、戸別所得補償の実施に伴って、水田利活用自給力向上事業が並行して行なわれるようになり、この水田利活用事業によって、食料自給率向上の展望が初めて見出されることになった。水田利活用自給力向上事業に相当するものは、マニフェスト(政策INDEX)には存在しない。マニフェスト後、新たに提起された水田利活用自給力向上事業によって、食料安全保障を確保する展望をつけたのであるから、備蓄に過度の負担を負わせる必要はないのである。

概算要求に示されている備蓄方式の見直しを進め、同時に、戸別所得補償制度と水田利活用自給力向上事業を推し進めてその定着化を図り、そのうえで、将来的には、備蓄方式を回転方式に戻すことを念頭に置いておくべきではないかと考えられる。

# V 戸別所得補償の本格実施=農業者戸別所得補償制度 (2011年度予算・概算要求)

2010年8月31日、農林水産省は、2011年度における戸別所得補償制度の本格 実施に向けて、総額7,959億円(表23)の予算のもとに、米に畑作物を加えた 所得補償制度を農業者戸別所得補償制度として提起した。

来年度から始める畑作物について、補償の基準を「全算入生産費」とし、面積払い(営農継続支払い)を10a2万円にするなど、そこには注目すべき内容が含まれている。

まず、本格実施の中心である2011年度の米戸別所得補償制度から見ていこう。

#### 1. 水田作物への所得補償

## (1) 米戸別所得補償(主食用米)

1) 基準となる「標準的な生産費」=「経営費+家族労働費の8割」: 変わらず

2011年度についても、補償の基準となる標準的な生産費は、「生産を抑制し、 麦、大豆等への転作を進める観点から、『経営費+家族労働費の8割』として 計算する」とされている。

表23 2011年度予算 概算要求額:農業者戸別所得補償制度

(単位:億円)

項目		概算要求額
米及び畑作物の所得補償交付金	総額 うち、米 畑作物 加算措置	4, 209 1, 980 2, 129 100
水田活用の所得補償交付金 米価変動補填交付金 推進事業経費		2, 233 1, 391 116
合 計		7, 959

資料:農新水産省『平成23年度農林水産予算概算要求の重点事項』2010年8月

第Ⅱ章において2010年度の米戸別所得補償(モデル対策)を検討する中で「家族労働費の8割」とすることは所得補償の趣旨に合わない→「家族労働費の10

割とすべき」ことを指摘した。後に問題点において改めてふれることにする。

2) 所得補償交付金(10年度:定額払い):10a1万5,000円。変わらず

定額払い(2010年度)は、所得補償交付金に名称が変わる。その所得補償交付金は10a1万5,000円で2010年度と同じである。「生産現場の混乱を避けるため」という。

所得補償交付金(定額払い)は、「(標準的な生産費) - (標準的な販売価格)」によって、2010年度の場合と同様に計算されるはずである。計算の方法は明確であるのに、「現場の混乱を避ける」という事が言われる意味がはっきりしない。この点について、第Ⅱ章において、標準的な生産費を「経営費+家族労働費の10割」にすべきとしたことに対応し、10a 2 万円に設定する必要があることを指摘した。課題において、改めて立ち返ることにする。

米所得補償交付金(定額払い)についての2011年度予算・概算要求額は、2010年度予算と同様の1,980億円となっている(表24)。

表24 平成23年度予算 概算要求:米戸別所得補償関係

(単位:億円)

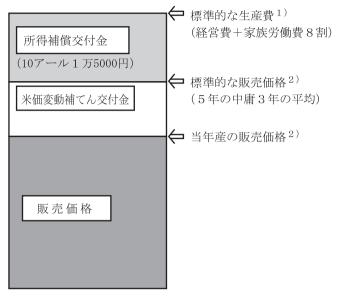
	2011年度	2010年度
所得補償交付金 (2010年度:定額払い) 米価変動交付金 (2010年度:変動部分)	1, 980 1, 391	1, 980 1, 390
습 計	3, 371	3, 370

資料:表23と同じ

# 3) 米価変動補填交付金(10年度:変動額・変動部分)

米価変動補填交付金は、販売価格が「標準的な販売価格」を下回った場合、その差を補填するものである。2010年度では変動額・変動部分と言われていた。これによって、販売価格が下がっても(標準的な販売価格よりも販売価格が下がっても)、標準的な生産費(今2010年度の場合には60kg 1 万3,700円)が保障されるわけである(図 2)。

#### 図2 2011年度の米別所得補償制度



- 注 1) 過去5年のうち中庸3年の平均。
  - 2) 販売価格:全国平均の相対取引価格 から流通経費・消費税を除いたもの。

資料:農林水産省『平成23年度 農林水産予算概算要求の 重点事項』2010年3月より作成。

「標準的な販売価格」は10年度の場合と同様「相対取引価格ー(流通経費+ 消費税)」で計算される。

相対取引価格は、今(10)年度については「過去3年間の平均」であったが、来(11)年度については「過去5年間の中庸3年の平均」が取られる。昨年12月予算決定時に、10年度について「過去3年間の平均」としたのは、相対取引価格のデータが3年間しかなかったからとされるが、2011年度の場合には、5年分が利用しうるのであろう。

他方、販売価格は、9月から3月までの平均販売価格となり、変動部分の支払いは翌年度の5月—6月となる。今(2010)年度の場合は9月から1月までの5ヶ月間の平均であり、支払いは年度内の3月である。販売価格を3月までの平均価格とするのは、「各年度の販売価格を適切に反映するため」とする。この点についても、後に問題点のところで立ち返る。

この部分についての予算額も10年度と同じ1,391億円となっている(前掲表 24)。ただし、支払いが翌年度であるので予算の計上は来(平成23)年度にな るとされる。

なお、現行の「ならし対策 (水田経営安定対策)」は廃止される。

# (2) 水田活用(10年度:水田利活用自給力向上事業):今(2001)年度 と同じ

水田活用とは、2010年度の水田利活用自給力向上事業を名称変更したものである。

その交付金も所得補償交付金とされる。その額(単価)は、新規需要米(米 粉用米、飼料用米、WCS用稲)8万円/10 a、麦・大豆・飼料作物3.5万円、そば・菜種・加工用米2万円、二毛作助成1.5万円、耕畜連携1.3万円であり、今(2010)年度と同じである。こうした転作作物について主食用米並みの所得の保障が意図されているわけである。

2011年度概算要求額において水田活用には2,233億円が計上されている (表 25)。2010年度 (2,171億円) に比べれば62億円多い。

表25 平成23年度予算・概算要求:水田利活用の所得補償交付金

(単位:億円)

	2011年度	2010年度
水 田 利 活 用 の 交 付 金 (2010年度:水田利活用自給力向上事業)	2, 233	2, 171

資料:表23と同じ

## (3) 産地資金:激変緩和調整枠(2010年度)に代わるものとして設定

今(2010)年度、産地つくり交付金の廃止→全国一率単価への移行に伴う問題(特に、麦・大豆への支援がそれまでの地域設定単価:4.5—5万円から一律単価3.5万円に下がる問題)に地域が対応しうるために、激変緩和調整枠(260億円)が設定された(前掲表7参照)。それを解消し、水田利活用自給力向上事業における「その他作物への助成(10a1万円。2010年度204億円)と一体化して産地資金とされた。予算額は430億円。都道府県の判断で畑地も対象になしうる。必要な措置と言えよう。

#### 2. 畑作物への所得補償制度

#### (1) 補償の基準=全算入生産費

畑作物に対する補償の基準は「全算入生産費」とされている。生産費といえば、全算入生産費のことであり、「経営費+労働費+自作地地代+自己資本利子」からなる。本来、所得補償の基準として、これが考慮されなければならない。その理由は第Ⅱ章1においてふれた。ちなみに、米の場合、「経営費+家族労働費」は全算入生産費の約85%(前掲表2)、「経営費+家族労働費の8割」は全算入生産費の約81%である。

「"自給率向上・生産拡大のため"に全算入生産費を畑作物所得補償の基準にする」とする。そこには、"生産拡大が必要ない主食用米と畑作物は異なる"という意味合いが含意されているが、その点には後に触れるとして、まずは、全算入生産費が畑作物所得補償の基準とされたことに注目したい。

## (2) 交付単価:全算入生産費-販売価格

交付単価は、「標準的な生産費(全国平均)と販売価格(全国平均)との差を基本として算定する」とされ、米の場合と基本的に同じである。標準的な生産費として全算入生産費(直近3年平均)が取られているのである。販売価格は「過去5年のなかの中庸3年」の販売価格の平均。

農林水産省の資料によれば、小麦の生産費(全算入生産費)は10a 6 万561円  $\rightarrow$ 60kg8,820円、大豆は同 6 万3,344円 $\rightarrow$ 1 万8,722円となる(表26、表27)。その結果、小麦の交付単価は60kg6,360円(全算入生産費8,820円-販売価格2,458円)、大豆の単価は11,480円(全算入生産費1 万8,722円-販売価格7,296円)となる(表28)。

表26 小麦と大豆:全算入生産費

(単位:円/10 a)

	小麦巾	大 豆
経 営 費 家族労働報酬(10割) 自己資本利子・自作地地代 副 産 物	49, 052 5, 827 8, 548 - 2, 866	43. 681 11, 710 8, 208 - 255
合 計	60, 561	63, 344

注:1) 畑作小麦、田作小麦の両方を含む。

資料:表23と同じ

表27 小麦と大豆;60kg当たり全算入生産費

(単位:円/60kg)

	小	麦	大	豆
10a当たり全算入生産費〈円/10a〉 単 収(kg/10a) 60kg当たり全算入生産費		, 561 412 , 820		3, 344 203 3, 722

資料:表23と同じ

表28 小麦と大豆:数量払いの単価

(単位:円/60kg)

	小	麦	大	豆
全算入生産費 (A)	8, 820	(100)	18, 722	(100)
販売価格 (B)	2, 458	(28)	7, 296	(29)
交付単価 (A-C)	6, 360	(73)	11, 430	(61)

資料:表23と同じ

これを、これまでの経営安定対策における平均的な単価と比べると、小麦の交付単価はこれまでの場合よりも60kgあたり2%、10a当たり8%高くなっており、大豆の場合には60kg、10aともに、実に34%高くなっている(表29)。また、その結果、転作麦・転作大豆からの所得 $\{$ 小麦(田)4万6,000円/10a、大豆(田)5万3,000円 $\}$ は主食用米の4万1,000円を上回ることになる(表30)。麦・大豆の保障(補償)基準を引き上げることにより、水田における小麦・大豆の増産を強く促しているのである。

表29 畑作物の交付単価

	戸別所得補償	<b>†</b>	現行の経営安定対策におけ る平均的な単価		
	数量単価 (円/60kg)			面積換算 (円/10 a)	
小 麦	6, 360	43, 700	6, 250	40, 400	
	(102)	(108)	(100)	(100)	
大 豆	11, 430	38, 700	8, 540	28, 900	
	(134)	(143)	(100)	(100)	
甜菜	6,410円/トン	40, 300	7,170円/トン	41, 300	
	(89)	(98)	(100)	(100)	
でんぷん原料用	11,600円/トン	51, 500	12,160円/トン	52, 900	
馬鈴薯	(95)	(97)	(100)	(100)	

資料:農林水産省『平成23年度農林水産予算・概算要求の重点事項』2010年、8月。

表30 米と転作作物の所得比較

(単位:1,000円/10 a)

売収入     合計     畑作物     水田活用       小麦(田)     12     79     44     35     91     45       大豆(田)     21     74     39     35     95     42       米粉用米     42     25     80     80     105     62       飼料用米     20     9     80     80     89     62       飼料用米(わら)     20     9     93     93     102     62		販売加入	流通経費 売収入 抜きの販		費 戸別所得補償交付金			経営費	所 得
大豆(田) 米粉用米 42 25 80 80 105 62 飼料用米 20 9 80 80 89 62 飼料用米 (わら 20 9 93 93 102 62		販売収入		合 計	畑作物	水田活用	以八百司	<b>在</b> 当 复	か 待
加工用米   65   20   20   85   62	大豆(田) 米粉用米 飼料用米 飼料用米(わら利用)	20	21 25 9 9	74 80 80 93		35 80 80 93	95 105 89 102	42 62 62 62 62	46 53 43 28 41

資料:表29と同じ。

#### (3) 面積固定支払い(営農継続支払い):10a2万円に

農地を保全し、営農を継続するのに必要な最低限の経費として、2万円/10aを営農継続支払いとして面積払いする。米の場合の定額払い=所得補償交付金に対応するといっていい。ただし、米の場合の1万5,000円よりも5,000円多い2万円が設定されたのである。

この10a2万円は、経営費の一部(①農薬費の除草剤分、②光熱費のうちの 耕起・整地分、③土地改良及び水利費、④農機具のうちのトラクター分,⑤組 合費・土地改良設備費)と労働費に基づいている(表31)。

#### 表31 営農継続支払い

- ・農地を保全し、営農を継続するのに必要な最低限の経営費」。
- ・10アール:2万円。
- ・対象者:共済加入者。または、集団で麦・大豆等の生産に取り組むもの。

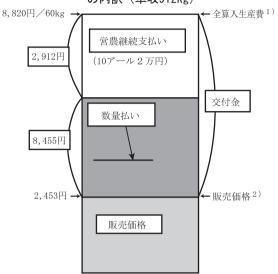
注:1)最低限の経費:経営費の一部(①農薬費のうちの除草剤部分、②光熱動力費のうちの耕地・整地分、③土地改良及び水利費、④農機具費のうちのトラクター分、⑤組合費・土地改良設備費等)+労働費。

資料:表29と同じ。

面積支払いの対象者は「共済加入者。または、集団で麦・大豆等の生産に取り組むもの(ブロックローテイションを行なっているもの、集落営農組織に入っているもの)」とされている。捨て作りを行なう者への交付を防ぐためである。

このようにして、小麦・大豆の所得補償は、小麦:図3、大豆:図4のようになる。

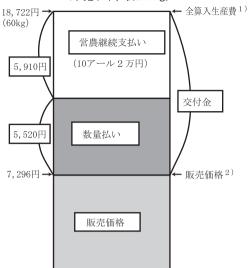
# 図3 小麦:数量払い交付単価 の内訳(単収912kg)



注 1) 2007-09年産: 3年平均 2) 2005-09年産: 5年中庸3年平均

資料:農林水産省『平成23年度 農林水産予算 概算要求の重点事項』より作成。

## 図4 大豆:数量払い交付単価 の内訳(単収203kg)



注 1) 2007-09年産:3年平均 2) 2005-09年産:5中3平均

資料:図3と同じ。

# (4) 支払いの基準:面積3、数量7に

これまで、畑作物の経営安定対策においては面積支払い7、数量払い3の割合で直接支払いが行なれてきた。これを面積支払い3、数量払い7にする(図5)。数量払いのウエイトを高め、それによって自給率向上のために増産を促そうというのである。

全算入生産費を補償(保障)の基準とすることと併せ、麦・大豆増産のため の措置が取られているといえよう。

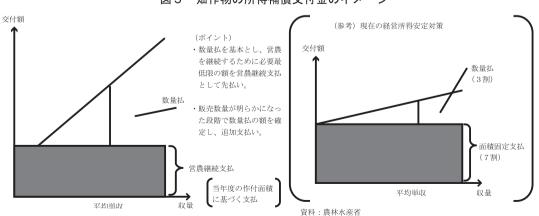


図5 畑作物の所得補償交付金のイメージ

#### (5) 品質加算

それだけではない。麦・大豆には品質加算がつけられている。小麦のパン・中華メン用品種には、平均単価6,360円/60kgの40%に当たる2,550円の品質加算が設定されており(表32)、大豆には、1等:8%、2等2%の品質加算がつけられている(表33)。消費者・ユーザーの需要にこたえる品質を備えた麦・大豆の生産を促すためである。これも必要なことといえる。

表32 品質加算を含めた交付単価:小麦

(単位:円/kg)

品質区分(等級) (ランク)	1	等			2	等		
	A	В	С	D	A	В	С	D
品質を含めた交 付単価	6, 450	6, 450     5, 950     5, 800     5, 740     5, 290     4, 790     4, 640     4, 58						4, 580
平均単価6360円 (100) への%	101	94	91	90	83	75	73	72
パン・中華めん 用品種	上記の価格に2,550円(平均単価6,360円の40%)を加算。							

注:1) 等級:被害粒の割合や粒ぞろいの違いで区分。

2) ランク:たんぱく質の含有率の違いで区分。

資料:表29と同じ。

表33 品質を含めた交付単価:大豆

(単位:円/60kg)

品質区分(等級)1)	1 等	2 等	3 等
一般大豆 平均単価11,430円への%	12, 290 108	11, 600 10, 920 102 96	
特定加工用大豆 2) 10,240円(平均単価11,430円の9			

注:1) 等級:被害粒の割合や粒ぞろいの違いで区分。

2) 豆腐、油揚げ、醤油等の製品の段階において、大豆の原型をとどめない用途に使用する大豆。

資料:表29と同じ。

#### 3. その他の直接支払い

#### (1) 環境保全型農業直接支援対策の創設

これまでの農地・水・保全向上対策から有機農業への支援を切り離し、それ

を環境保全型農業直接支援対策(予算48億円)とした。国と地方の支援割合を1: 1とし、国の有機農業への支援を10a4,000円とする。この措置も評価しうる。

#### (2) 中山間地域直接支払いにおける個人配分のウエイトを増やす

2000年から行なわれてきた「中山間地域直接支払い」(概算要求額270億円)は、評価の高い制度である。ただし、従来は、集落協定組織(集落組織)への配分が60%以上必要とされていた。これを農業者への配分が1/2以上必要とする。直接支払いは、政府から農業者個人への直接の支払いであるから、農業者への配分ウエイトを高めることは、制度の本質に適っているといえよう。

#### 4. 評 価

#### (1) 予算規模の維持

所得補償の中心をなす米戸別所得補償において、来(2011)年度の予算規模が今(2010)年度と同じ規模において維持され、新たな畑作物所得補償についても、補償基準の引き上げに伴う必要予算額が計上されている。今(2010)年度から始まった戸別所得補償は、生産費に基づいて、それよりも生産者の販売価格が下がった場合には、その差を補填し、農業生産の継続=再生産を保障するという重要な政策であるがゆえに、この政策を(少なくとも10年)継続して行く必要がある。そのためには、予算の裏付けが不可欠である。米所得補償について、今(2010)年度3,370億円と同じ3,371億円が計上されたことは、その裏付けとなっている。

#### (2) 畑作所得補償の基準として全算入生産費を設定

畑作所得補償制度の基準として、本来の生産費である全算入生産費が設定された。そこには、「自給率の低い畑作物の生産拡大のため」とされてはいるが、"畑作所得補償"の補償(保障)基準として全算入生産費が設定された事実は動かしえない。畑作物所得補償の基準として全算入生産費が設定されたことは、高く評価される。

また、畑作の補償基準を全算入生産費とし、さらにその支払いの内容を面積 支払い: 3、数量支払い: 7とすることによって、畑作麦・大豆の単収増による増産→麦・大豆の自給率向上を促すことも適切と考えられる。

### (3) 10a 2 万円の営農継続支払いを設定

同様に、畑作所得補償においてその面積支払い=営農継続支払いとして10a 2万円が設定されたことも評価されていい。我が国の気象条件から言って単収が不安定な麦・大豆の場合には、収入の変動も大きい。それをも考えれば、小麦・大豆の全算入生産費(小麦6万円/10a、大豆6万3,000円)の1/3に当たる10a2万円は、単収変動のなかで営農を継続するうえで意味があるからである。このように、畑作物所得補償制度は高く評価しうるものとなっている。

# 5. 問題点:米の補償基準=「経営費+家族労働費の8割」における「家族 労働費の8割」が問題

#### (1) 問われているのは所得補償の基準

1997年に3兆9,650億円であった農業所得(生産農業所得)は2007年には3兆210億円となり、10年間で生産農業所得は9,440億円:24%減少した $^{17}$ )。その減少の約6割(5,430億円)は米からの所得減であったと考えられる。その間(1998→2007)米の全算入生産費は18%低下したが、生産者価格がそれを上回って25%下落し $^{18}$ 、かつ所得の下落をカバーすべき経営安定対策が不十分であったからである。

その不十分性というのは、①補償の基準が過去3年間あるいは5年間の市場価格のため、補填基準価格自体が下落する。②補填が基準と当年産価格の差の8-9割にとどまっていた。③補填の資金の一部(1/4)を生産者が負担しなければならず、その分、補填が割り引かれるという問題であった。

「生産費と販売価格の差を補償する」戸別所得補償は、こうした事態に対処するものとして民主党から提起され、今(2010)年度からモデル対策として始まり、2011年度において本格実施されるわけである。

その所得補償制度における補償(保障)の基準として生産費が存在している。 それ故、生産費は、本来の生産費(経営費+家族労働費+自作地地代+自己資本) で設定される必要がある。仮に、米について財政事情で今直ちにはそれができ ないというならば、少なくとも、「経営費+家族労働費」の水準にすべきである。 前述のように、来(2011)年度から始まる畑作物については、補償の基準は「経 営費+家族労働費」を超えて全算入生産費とされている。

#### (2) 家族労働費は実際に費やされた労働時間の対価:100%の補償が必要

家族労働費は、現にコメ生産のために働いた労働時間(2009年、10aあたり平均26.85時間<sup>19)</sup>)に対する対価=実際の労働に対する労賃部分である。そして、この家族労働費部分が、生活費になるのであるから、100%補償(保証)されて然るべきものである。

このことは、今年度の農業白書が示す事実を踏まえれば、一層明白になる。白書は、家族農業労働 1 時間当たりの農業所得が水田作・販売農家の場合485円、5人から 9人の製造業で1,569円、ホームヘルパーで1,164円、飲食店等のアルバイトで925円であることを示している $^{20}$ 。家族農業労働の 1 時間当たりの所得は、小規模製造業の31%、ホームヘルパーの42%、飲食店アルバイトの半分にしかなっていない。

このことは、家族労働費が100%保障(補償)される必要があることを強く 示している。

# (3) 生産抑制=生産調整参加率の向上には、参加インセンティブの明確化 (家族労働費の10割補償) が必要

米の来(2011)年度の補償基準は「生産を抑制する観点」から「経営費+家族労働費の8割」とされている。

「生産を抑制する」ためには、一つは、生産数量目標を需要量に見合う水準に引き下げ、生産調整を拡大することである。もう一つは、その生産調整への参加率を高めることである。今(2010)年度から生産調整は選択制であり、参加・非参加は文字どおりの生産者の判断の結果である。そうしたなかで、生産調整への参加→生産抑制を促そうとするならば、参加メリットが明確である必要がある。そのためにも、補償の基準は、「経営費+労働費の8割」ではなく、「経営費+家族労働費の10割」とし、定額支払いを10a2万円とすることが必要なのである。

政府の概算要求では"「生産を抑制する」ために補償の基準を「経営費+家族労働費の10割」から「経営費+家族労働費の8割」に引き下げているわけであるが、「生産を抑制する」ために問われているのは、補償の基準を引き下げることではなく、必要な水準(経営費+家族労働費の10割)に引き上げ、参加インセンティブをより明確にすることである。

#### 6. 課題:2011年度の米補償の基準を「経営費+家族労働費の10割」に

#### (1) 2011年度の米補償の基準を「経営費+家族労働費の10割」に

2011年度本予算の策定段階において、来(2011)年度の米戸別所得補償について、標準的な生産費を「経営費+家族労働費の10割」(2010年度の数値を用いれば、1万4,227円/60kg)とすることが検討される必要がある。

#### (2) 2011年度の米所得補償交付金(定額払い)を10a2万円に

2011年度本予算の策定段階において、標準的な生産費を「経営費+家族労働費の10割」とすることにより、来(2011)年度の米所得補償交付金(定額払い)を10a2万円とすることが検討される必要がある。

今 (2010) 年度の数値を用いれば、「経営費+家族労働費の10割」 (1万4,227円/60kg) と標準的な販売価格 (1万1,978円) との差 (2,249円/60kg) は 10a当たり 2万円となる。これによって、畑作面積支払いとの均衡も得られる。

以上の財源は、米価変動補填交付金(1,391億円)にある。

以上の(1)、(2)によって、米所得補償制度のあり方を、「生産費を基準とし、 販売価格との差を補填する」本来の姿に一歩近づけ、同時に、米戸別別得補償・ 生産調整への参加率の向上を促すべきである。

#### (3) 2011年度の生産数量目標を需要減・在庫増に見合った水準に

2011年度の生産数量目標を設定する際(2010年11月末)に、米の需要減・過剰在庫の増に見合った水準に生産数量目標を引下げ、2011年度の生産調整面積の拡大を提起する必要がある。生産調整面積の拡大は、新規需要米、麦・大豆等の水田活用作物の作付けによってカバーしうる。これこそが、2010年度から始めた新しい方向である。

# (4) 来 (2011) 年度の変動補填交付金: 年度内の交付とすべき

来(2011)年度、変動交付金を計算する要素である販売価格は、9月から3月までの平均を取り、支払いは翌年度5-6月にするという。今(2010)年度の場合は、販売価格は9月-1月の平均、支払は年度内の3月である。販売価格を3月まで取るのは「年度の販売価格を適切に反映するため」とする。しかし、補填金は、生活の点からも資金繰りの点からも年度内には受け取りたいというのが生産者の願いであろう。

販売価格の平均を出すのに、5ヶ月間では不十分であろうか。アメリカの場

合は収穫期からの5ヶ月間の平均が取られている。今(2010)年度の販売価格の 推移をみたうえで、1月までと3月までとで大きな違いがなければ、来(2011) 年度についても、変動補填金を年度内に支払うことが考慮される必要がある。

注

- 1) 日本農業新聞 2009年10月17日
- 2) 農林水産省「戸別所得補償制度について」 2010年4月。
- 3) 同上
- 4) 同上
- 5) 農林水産省「戸別所得補償制度モデル対策に関する実務担当者向けQ&A」2009、12 月24日、14-15頁。
- 6)農林水産省『平成19年産 米及び小麦の生産費』44頁。
- 7) 今年度の農業白書は、家族農業労働1時間当たりの農業所得を示している。水田作の販売農家の場合485円。対して5人から9人の製造業で1,569円、ホームヘルパーで1,164円、飲食店等のアルバイトで925円である(『2009年度農業白書』130頁、図3-36)。このことは、家族労働費が100%保障(補償)される必要があることを強く示している。
- 8) 定額支払いなど戸別所得補償の交付対象面積は、「主食用の作付面積から自家消費米相当分として10アールを控除した面積」であるが、集落営農組織として参加するならば、 集落営農組織として10アール控除すれば済むことになった。これによって、集落営農 としての参加が進んだと考えられる。同時に、参加農家数を計算する場合には、注意 が必要となった。
- 9) 農林水産省「平成22年度 農林水産情報交流ネットワーク事業 全国アンケート調査」 『戸別所得補償に関する意識・意向調査』1頁。
- 10) 今〈2010〉年度は、水田・畑作経営安定対策も並行して実施されている。それについて の麦・大豆の申請面積(田畑合計)は、麦24万5,041haで09年度24万6,002haから961ha (0.4%)減、大豆11万21haで09年度11万6,320haよりも6,299ha〈5.4%〉減となっている(表34)。

表34 水田・畑作経営安定対策の申請面積の変化(田畑合計)

	2010年度	2009年度	変	化
麦 大 豆	ha 245, 041 110, 021	ha 246, 002 116, 320	ha - 961 - 6, 299	% - 0.4 - 5.4

資料:農林水産省「2010年度米戸別所得補償·加入状況」。

水田・畑作麦経営安定対策における麦面積は、ほとんど変わっていない。水田利活

用における麦面積の増大5万1,000haは田畑を通した麦面積の純増となっているとえる。 水田・畑作経営安定対策における大豆面積は約6,300ha、5%の減であるが、水田利活 用自給力向上事業における増(8,185ha)がそれを補っている。

- 11) 農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」2010年7月。
- 12) 農林水産省ホームペイジ『平成21年産米の相対取引価格』2010年11月。
- 13) 農林水産省『農林水産統計』「平成22年産水稲の作付面積及び9月15日現在における作柄状況」2010年9月30日。
- 14) 日本経済新聞、2010年9月30日
- 15) 河北新報社の調査によれば、東北5県(福島を除く)において在庫が大幅に増大している (+9万1,300トン)が、東北5県(同)を除く全国の在庫量は減っている。河北新報、2010年9月6日。
- 16) 民主党政策集『Index 2009』34頁。
- 17) 農林水産省ホームペイジ『農業産出額と生産農業所得』
- 18) 服部信司『米政策の転換』農林統計協会、2010年1月、3-4頁。
- 19) 農林水産省『平成19年産 米及び小麦の生産費』44頁。
- 20) 農林水産省『2009年度農業白書』130頁、図3-36。

(2010, 10/25)